

平成30年6月25日

第87回 神戸市個人情報保護審議会

個人住民税の公的年金からの特別
徴収事務における国民健康保険料
に係る情報の利用について

(保健福祉局)

神保高国第 1394 号

平成 30 年 6 月 21 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における
国民健康保険料に係る情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における
国民健康保険料に係る情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【国民健康保険料に係る情報】

- ・市町村コード
- ・特別徴収義務者コード
- ・特別徴収制度コード（介護・後期・国保等の区分）
- ・基礎年金番号
- ・年金コード
- ・生年月日
- ・性別
- ・氏名（カナ・漢字）
- ・住所（カナ・漢字）
- ・各種区分（通知内容詳細）
- ・処理結果（失権・停止等）
- ・後期移管コード
- ・各種年月日（事実発生日等）
- ・各種金額1～3
- ・共済年金証書記号番号

神行主市第 673 号
平成 30 年 6 月 21 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における
国民健康保険料に係る情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：行財政局主税部市民税課

個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における
国民健康保険料に係る情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【国民健康保険料に係る情報】

- ・市町村コード
- ・特別徴収義務者コード
- ・特別徴収制度コード（介護・後期・国保等の区分）
- ・基礎年金番号
- ・年金コード
- ・生年月日
- ・性別
- ・氏名（カナ・漢字）
- ・住所（カナ・漢字）
- ・各種区分（通知内容詳細）
- ・処理結果（失権・停止等）
- ・後期移管コード
- ・各種年月日（事実発生日等）
- ・各種金額 1～3
- ・共済年金証書記号番号

個人住民税の公的年金からの特別徴収事務における 国民健康保険料に係る情報の利用について

1. 趣旨

地方税法の改正により、平成 21 年 10 月から、公的年金の支払者が、公的年金を支払う際に個人住民税を引き落として納税する特別徴収制度が開始された。

この公的年金からの個人住民税の特別徴収事務については、対象となる年金所得者、徴収対象とすべき老齢年金給付の種類、特別徴収義務者及び徴収税額など、年金保険者（日本年金機構等）と市町村との間で通知すべき項目、通知の方法に至るまで法令によって規定されており、年金保険者との各種データの受け渡しについては、経路機関（一般社団法人地方税電子化協議会：eLTAX）を通じて行うこととされ、これに応じたシステムが構築されている。

個人住民税の公的年金からの特別徴収にあたっては、支払を受ける年金額から、①所得税、②介護保険料、③後期高齢者医療保険料を控除した後の額が住民税額に満たない場合には、特別徴収対象外となるため、介護保険システム及び後期高齢者医療保険システムで保有している各保険料額データと、年金保険者から住民税課税・徴収システムに連携される特別徴収対象者情報データを突合し、特別徴収が可能か否かを判定してきたところである。

なお、これらの内容については、平成 21 年 6 月 30 日の第 41 回神戸市個人情報保護審議会に諮問し、承認いただいている。

このたび、平成 30 年 10 月より国民健康保険料の年金特徴が開始されることに伴い、平成 30 年度の個人住民税の特別徴収（平成 30 年 10 月開始）が可能か否かの判定を行う上で、国民健康保険システムで保有している国民健康保険料額データとの突合が必要となる。

2. 概要

個人住民税において、平成 30 年 10 月より平成 30 年度の年金特徴を開始するにあたり、平成 30 年 7 月末までに、年金保険者に対して特別徴収税額を通知しなければならない。この通知にあたり、国民健康保険システムから年金特徴にかかる国民健康保険料額データの提供を受け、介護保険料額データや後期高齢者医療保険料額データとあわせて、住民税課税・徴収システムにおいて特別徴収対象者情報データと突合を行い、個人住民税の年金特徴が可能であるか判定を行う。

3. 効果

神戸市国民健康保険被保険者である公的年金受給者について、国民健康保険料の年金特徴開始後の個人住民税特別徴収の可否や金額を正確に把握し通知することにより、引き続き個人住民税を円滑に納付いただくことが可能となり、市民サービスの向上に資する。

4. 実施計画

平成 30 年 7 月末まで 個人住民税の特別徴収対象者の特定
特別徴収税額を經由機関を通じ年金保険者へ通知

5. 取扱件数

約 20 万件（国民健康保険料特徴予定件数により予測）

6. 個人情報の保護

これまでも「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に対処する。

本件事務の所管課長は、個人情報にかかるデータについて、電子計算機、端末機の操作管理、使用状況の管理、通信回線に伝送するときの措置、保安措置などを適正かつ厳格に行う。

(1) システム上の保護

- ① 外部からの不正アクセス行為を受けることを防止しているとともに、コンピュータウイルスからの感染を防ぐ措置を講じている。
- ② 個人情報にかかるデータは、端末機には保存せず、入退室管理用 ID カードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理している。
- ③ 審査システムについては、ID とパスワードにより、職員にアクセス制限をかけ、当該事務の担当職員以外は申告データにアクセスすることができない。

(2) 運用上の保護

- ① 審査サーバを管理している保管施設への入退室は、関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ③ パスワードは定期的に変更するとともに、サーバへの操作状況（アクセス状況等）を常時監視・記録する。
- ④ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録内容を復元できない状態にして廃棄する。

◎用語及び制度の説明

エルタックス (e L T A X)

地方税における申告等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

e L T A Xは、electronic Local TAX からなる造語。平成 28 年 12 月現在、全都道府県、全市区町村にて運用中。

対象税目は、市町村税では法人市民税、固定資産税（償却資産分）、個人住民税（給与特別徴収関係）と事業所税の申告手続きをはじめ、各種申請・届出手続や電子納税（主に申告に係るもの）の機能がある。

一般社団法人地方税電子化協議会

地方税に係る電子化の推進と、エルタックスの開発及び安定的な運営を目的として、平成 15 年 8 月に任意団体として設立され、平成 18 年 4 月に社団法人化され、平成 24 年 4 月に一般社団法人に移行した。

平成 28 年 10 月 31 日現在の会員数は、1,788 団体。

平成 21 年 3 月 19 日付総務省告示第 142 号により、地方税法施行規則第 9 条の 8 に定める総務大臣の指定する法人に指定された。

なお、e L T A X の安全かつ安定的な運営の措置として、地方税法に設置根拠・組織運営が限定される法人（地方税共同機構（仮称））が平成 31 年 4 月 1 日に設立され、地方税電子化協議会は廃止される。

公的年金等

(1) 主な公的年金等の範囲

- ① 次に掲げる法律の規定に基づく年金
 - (a) 国民年金法、(b) 厚生年金保険法、(c) 国家公務員共済組合法、
 - (d) 地方公務員等共済組合法、(e) 私立学校教職員共済法
 - (f) 独立行政法人農業者年金基金法
- ② 恩給及び過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- ③ 確定給付付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金

(2) 公的年金等支払報告書の提出

- ① 提出義務者
1 月 1 日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際に所得税を徴収する義務があるもの。
- ② 提出期限
1 月 31 日
- ③ 公的年金等支払報告書
当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を当該公的年金等の支払を受けている者の 1 月 1 日現在における住所所在の市町村別に作成された公的年金等支払報告書に記載。
- ④ 提出先
1 月 1 日現在における住所所在の市町村の長

関 係 法 令

○年金額から、①所得税、②介護保険料、③後期高齢者医療保険料、④国民健康保険料を控除後の額が住民税額に満たない場合は、特別徴収対象外となることの根拠について

【地方税法】

■ 公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収

第 321 条の 7 の 2

市町村は、納税義務者が前年中において公的年金等の支払いを受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付・・・の支払いを受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額・・・の二分の一に相当する額・・・を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

【地方税法施行令】

■ 特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等

第 48 条の 9 の 13

3 法第 321 条の 7 の 2 第 1 項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該年度分の老齢等年金給付の年額が 18 万円未満である者その他の当該市町村の行う介護保険の介護保険法第 135 条第 5 項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- 二 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 三 前二号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者